

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊北千歳駐屯地
第323会計隊長 鈴木 貴司

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
6LWA1CC01430		6LA61A00103 0001					
品名 または 件名							
UAV ANAFI 飛行セット（借上げ）							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使 用 器 材 名							
数 量	単位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
1.00	ST						
納地または工事場所			引 渡 場 所				
北千歳駐屯地			鈴木1尉（5080）				
搬 入 場 所			納 期 ま た は 工 期				
訓練評価支援隊9号隊舎			令和8年9月17日（木）～令和8年10月27日（火）				

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊北千歳駐屯地 第323会計隊及び北部方面会計隊ホームページ

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：
入札日時場所：令和8年8月20日（木）10時30分 北千歳駐屯地 第323会計隊入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

- (1) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
- ア 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
 - イ 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - ウ 付紙「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等」に該当しない者であること。
 - エ 令和7・8・9年度の全省庁統一資格申請において「役務の提供等」の「D以上」の格付けを有する者で北海道地域に競争参加資格を有する者（資格審査結果通知書（写し）を入札時に提出）
- (2) 保証金等に関する事項
- ア 入札保証金：免除する。ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額（消費税法で規定する消費税率に基づく消費税額を加算した金額であり、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
 - イ 契約保証金：免除する。ただし、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額（消費税法で規定する消費税率に基づく消費税額を加算した金額であり、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする）の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。
- (3) 入札の無効
- ア 第2項及び第7項（1）で示した競争参加に必要な資格がない者の入札
 - イ 入札に関する条項に違反した入札
 - ウ 入札書に記名がない場合又は品名、数量金額等が不明の場合若しくは入札書に記載した金額が訂正されている入札
 - エ 電報・電話及びFAXによる入札
 - オ 入札開始時刻に遅れた者による入札
 - カ 「入札及び契約心得」に定める「暴力団排除に関する事項」に誓約し、記載していない者による入札

キ 誓約した「暴力団排除に関する事項」に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

(4) 契約条項

本契約は「賃貸借契約条項」、「談合等の不正行為に関する特約条項」及び「暴力団排除に関する特約条項」を適用する。

(5) 契約書の作成

落札者は、落札決定後遅滞なく契約書を作成する。

(6) 落札決定方式

総額が、当隊所定の予定価格の制限の範囲内の最低入札者を落札者とする。なお、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) その他

ア 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。

イ 入札に参加する者は、資格審査結果通知書の写しを入札時に提出すること。

ウ 代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること。

エ 郵便による入札を認める。この際、封筒は二重にして内封筒に「件名入札書在中」と明記し、別に資格審査結果通知書の写しを同封し、書留郵便等（配達記録のわかるもの）にて入札日の前日17時までに北千歳駐屯地第323会計隊へ必着とする。この際、電話にて担当者に到着の確認を行うこと。

オ 再度入札は直ちに実施する。但し、郵便による入札がある場合の再度入札は別示する。

カ 入札書下部余白に「当社（私・個人の場合）、当団体（団体の場合）は、「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札致します。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。」と誓約し、記載すること。

キ 入札に当日参加を希望する場合は、入札日の前日17時までに北千歳駐屯地第323会計隊へ連絡するものとする。

ク 入札に関する事項の問い合わせ先

陸上自衛隊北千歳駐屯地 第323会計隊 契約班（担当：松川）

電話：0123-23-2106（内線：5341）

ケ 仕様書に関する事項の問い合わせ先

陸上自衛隊北千歳駐屯地 訓練評価支援隊（担当：鈴木）

電話：0123-23-2106（内線：5080）

(8) 公告掲示場所及び期間

ア 掲示場所

北部方面隊ホームページ：<http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/fin/index.html>

イ 掲示期間

令和8年8月4日（火）～令和8年8月20日（木）

陸上自衛隊富士学校訓練評価支援隊仕様書		
UAV ANAFI 飛行セット (借上げ)	仕 様 書 番 号	
	H T C - C - Z 1 0 0 1 0 3	
	作 成	令和8年8月3日
	変 更	
	作成部隊等名	訓練評価支援隊

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、訓練評価支援隊が安全管理等で使用する映像伝送器材について、必要事項を規定する。

1.2 一般的事項

この仕様書に規定していない事項は、製造者の規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

2 製品に関する要求

2.1 品名、数量及び規格

番 号	品 名	数 量	規 格
1	UAV ANAFI Work 本体	4 機	Parrot 社製 重量320g、最大飛行時間25分、 耐風性約14m/s
2	スカイコントローラ MPP - 3	4 台	Parrot 社製
3	SMART BATTERY PF070312	24 個	Parrot 社製
4	専用パック	4 個	Parrot 社製
5	USB 充電器 (USB タイプ A 5 ポート)	4 台	Parrot 社製
6	Propellers PF070311	8 式	Parrot 社製
7	USB ケーブル A - C ケーブル 0.5m	8 本	Parrot 社製
8	SD カード 16G	4 枚	Parrot 社製

9	制御用タブレット (インストールセッ トアップ Android タイプ)	4 セット	レスターコミュニケーションズ製 (タブレット内にフライトプランのアプリをインスト ール済のもの)
---	---	----------	--

2.2 借上期間

令和8年9月17日(木)から令和8年10月27日(火)(基準)

2.3 納地

北千歳駐屯地

2.4 添付書類

取扱説明書、納品書、受領証

3 故障時(受領検査時・後を含む)の措置

契約担当官等の請求に応じ、代替品と交換することを原則する。

4 品質保証

検査は、契約担当官等の定める検査実施要領による。

5 その他の指示

5.1 情報の保全

契約の相手方は、本契約の履行によって直接又は間接を問わず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、それらの部外への利用、公表などを官側の許可なく行ってはならない。

5.2 仕様書に関する疑義

この仕様書の内容について疑義を生じた場合は、契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとする。

5.3 官側連絡調整先

訓練評価支援隊 器材管理科 1等陸尉 鈴木 武士

(代) 0123-23-2106 (内線 8-88-5080)

装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等

- 1 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 資本関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更正法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。
イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。
 - (2) 人的関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。
ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。
イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。
ウ (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。